

〈研究ノート〉

沖縄のひとつの村（字宜野湾）の民衆史

——憲法の観点から——

小 林 武

目 次

まえがき——地域の憲法史への注目

I 戦後初期までの字宜野湾民衆史の点描——『字宜野湾郷友会誌』に拠って

- 1 宜野湾（村／字）の沿革
- 2 戦前の字宜野湾
- 3 字宜野湾住民の沖縄戦と戦後生活の出発
 - (1) 沖縄戦の中の住民
 - (2) 米軍支配下での字宜野湾の再生

II 今日の宜野湾市の自治会の位置と役割

- 1 地縁団体としての町内会・部落会，自治会
- 2 沖縄における自治会——宜野湾の場合
- 3 沖縄的特質の示すもの

あとがき——字史から学ぶこと，残された課題

まえがき——地域の憲法史への注目

沖縄における憲法の研究に鋤を入れたとき、おそらくは誰もがそうであろうが、その対象がきわめて広範かつ多様であることに直ちに気付かされる。その作業が、1人の——しかも菲才の——研究者の手に負えないものであることも思い知らされるのであるが、ともあれ、その分野で2014年公刊の小論以降^①、未熟なものばかりながら、時代と地域に即して考察を試みてきた。それ

をとおして、自らの居住する地域に焦点を合わせ、その憲法史を描写しておくことが欠かせないと思うに至った。

筆者の居住地は、沖縄島（いわゆる沖縄本島）中部の宜野湾市宜野湾区（1962年に市となる前は、宜野湾村字宜野湾）である。本土出身の筆者がここを移住先としたのは、社会科学（憲法学）研究を志すものとして、宜野湾の人々を今も軍事的重圧の下に置いている米軍普天間基地を現地で見ることができ、および、法学部を擁する大学（沖縄国際大学）が字内にあり、また法文学部をもつ沖縄では唯一の総合大学（琉球大学）も指呼の間にあることという、学問的な、その意味で真の「地政学」的理由からである。そして、移住から9年近くとなる年月は、字の人々との間に離れがたい絆を築いた（筆者の一方的な思いに過ぎないものであろうけれど）。——こうして、今回の考察の対象に宜野湾を選んだのは、筆者の個人的事情によるものであるが、いずれにせよ思うに、ローカルな細部からグローバルな普遍性をつかもうとすることは、あながち誤りではあるまい。どの地域であれ、それぞれの歴史の中に真理が宿っていると言えよう。

筆者の課題は、そこに、「憲法」の要素をいかにして見出すかにある。「沖縄憲法史」を描写しようと思立ったとき、筆者は、18世紀半ばを起点としようとした。欧米船の来琉と、琉米・琉仏・琉蘭の各修好条約の時期に近代憲法思想の伝来があったに相違ないとの見込みの下に調査しているが、今までのところ手がかりを得ていない。そして何より、帝国憲法はおろか、日本国憲法の制定にも、沖縄側は反応を示しておらず、市史の類には「憲法」の文字さえ見出せない。前者は民衆とは無縁の、後者もまた沖縄には四半世紀余の間適用を見なかったものであることの故であろう。しかし、同時に、帝国憲法は、地租改正、徴兵制、教育義務制などの形で、また日本国憲法は、いうまでもなく人権と平和のためのたたかひの様々な場面で、その具体化された姿を示している。このように、憲法の活きた姿を見るべく、とりわけ民衆の人権実現のための運動の歴史に注目する。その歴史が「憲法史」と呼ぶに値するものであろう。

そのような観点をもちつつ、まずは、字宜野湾の、上記の意味での憲法史を、字自らの手で著した『字宜野湾郷友会誌』⁽²⁾にもとづきつつ概述しておく

たい。

I 戦後初期までの字宜野湾民衆史の点描 ——『字宜野湾郷友会誌』に拠って

1 宜野湾（村／字）の沿革

本論に入るに先立って、宜野湾村（現在宜野湾市）と字宜野湾（現在宜野湾区）の大まかな立地を、標準的な事典^③に拠ってスケッチしておこう。

(1) 宜野湾市（村）^{③-a} 沖縄島中部の西海岸にあり、面積19.57km²、人口94,750・世帯数40,171になる（2012年4月末）。1962年に市制が施行された。市域の大部分は、西海岸に緩やかに傾斜する琉球石灰岩の海岸段丘上にある。市の総面積の約32.4%にあたる市域中央部を米軍普天間飛行場（基地）が占拠している。そのためやむをえず、基地を囲む形で国道58号・330号、県道30号・34号線が走り、それらの道路に沿って、歪んだ形状で市街地が形成されている。

沿革を見るなら、1671年（尚貞3）に14か村をもって宜野湾間切が設けられた。1879年（明治12）の廃藩置県によって、中頭郡役所が普天間に設置され、つづいて1886年に中頭郡教育部会事務所、1907年に中頭郡甲種農学校が設立されたが、16年（大正5）に嘉手納の県立農学校に合併された。その跡地に県立農事試験場が設置され、中頭郡の政治・経済・教育の中心となる。戦前の宜野湾村は、サトウキビ畑が広がる純農村であり、村役場があった宜野湾部落が村の中心であった。

沖縄戦後は、米軍の爆撃を手控えたため焼けずに残った野嵩部落が避難民収容所に指定され、多くの避難民が収用されて人口が急増し、宜野湾村は、米軍の命令により、一時期、「野嵩市」と呼ばれたが、1946年（昭21）、「宜野湾村」の名が復活した。その後、市域の主要な部分が米軍普天間基地として接収されるとともに、50年頃から基地恒久化によって、軍工事労働者・駐留軍雇用者が野嵩・普天間を中心に定着するようになり、“基地の街”として成長し、62年7月1日市制が施行された。

こうして普天間地区が宜野湾市の中心市街地となり、商店街が形成され、官

公署が集中していったが、のち、市役所・警察署・郵便局がそれぞれ他地区へ移された。また、1972年には、沖縄国際大学が宜野湾区に設立されたほか、琉球大学が、那覇市首里から、宜野湾市と接する中城村と西原町にまたがる土地に移転したため、学園都市の要素が加わった。また、那覇市と沖縄市の間に位置するため宅地化が進み、国道330号に沿って中古車関係の店も多い。市街地が進行するなかで、農業就業者数は減少しているが、サトウキビのほか、近年は本土出荷のキクを中心にした花卉栽培が盛んである。また、大山のタイモ（田芋）は、宜野湾市の特産となっている。

(2) 宜野湾区(字)^(3-b) 字宜野湾は、王府時代は宜野湾間切の同村（どうむら）と呼ばれた。沖縄戦前は、普天間街道（現在は米軍普天間基地に飲み込まれている）沿いに広がり、宜野湾村の中心部であった。村役場・郵便局・小学校・病院・商店・料亭・旅館・馬場・闘牛場などがあって、普天間宮への参拝客でにぎわった。宜野湾は、或る作家が揶揄するような「人の住んでいない田圃」などではなかったのである。戦後は、旧部落と農耕地の大半を米軍普天間基地用地として強制収容され、字の人々の誇りであった並松（松並木）も無残に切り倒されて、村もとの様子は影も形もないまでに失われた。この米軍普天間基地を撤去して、もとの家・墓のある地に帰るといふ《帰郷》こそ字の人々の共通の願いとなっている。

なお、現在、宜野湾市は20のいわゆる「行政区」に分かれ、それぞれが自治会をもつ。それ以外に、行政区とはみなされず、自治会のみが存在するところが3か所ある。それで、「20行政区・23自治会」という呼び方がなされている。ここにいう「行政区」は、地方自治法上のものではない。

2 戦前の字宜野湾

字宜野湾史、とくに民衆に着目した歴史を、通例に倣って、1879年の琉球処分を始点にして叙述することとしたい。その際、けっして見落すことのできない事実は、民衆が、琉球王府の治世下における生活の疲弊困窮を抱えたまま、日本への統合の時代を迎えたことである。たとえば、『宜野湾市史』は、つぎのように述べている。――「わが宜野湾間切でも、貧困のため身売りした

野嵩村の兄妹の話が同書〔歴史書『球陽』を指す一引用者〕には掲載されており、家譜史料にも宜野湾村が永年疲弊して上納物をおさめきれずにいたこと、大謝名村と我如古村が借金のカタに田畑を取り上げられていることなど、いくつかの事例が上げられる。」その要因としては、「最高の土地領有者である琉球国王とそれをとりまく360余の地頭層、そして、彼らの農村支配の代行者である地頭代以下の地方役人層といった、いわば『支配階級』と農村〔民〕との間の存在した支配と被支配関係の矛盾」が指摘される、と⁽⁴⁾。

また、重大なのは、民衆は、琉球処分過程とそれがもたらすものについて何も知らされていなかったことである。『字宜野湾郷友会誌』は言う。——「琉球王府を解体するにあたって、琉球人の約8割を占める農民たちは、殆ど何の役割も果たすことができなかった。別の言葉で言えば、『琉球処分』というのは、明治政府と首里王朝との間における歴史認識及び現状把握の違いを物語るものであり、利害の不一致の結果であった。また、両者とも農民のことなど殆ど考えていなかったといっても過言ではない。当時の農民にとって、天下国家のことなど、実はどうでもよかったのだが、歴史は農民をも巻き込んで展開した。『琉球処分』がその後の沖縄県の歩みを左右することになったし、農民たちは、好むと好まざるとにかかわらず、天皇制国家の下で生活しなくてはならなくなった。」と⁽⁵⁾。これは、今日に至るまで跡をとどめている重要な事柄である。

明治政府は、対沖縄政策の基本として「旧慣温存」策を採り、琉球王府時代以来の前近代的な地方制度・土地制度・租税制度などを存置させた。それらは、日清戦争を経て20世紀初頭まで続いた。地方制度では、ようやく1907年に間切制が廃止され、宜野湾間切は宜野湾村となり、それまでの宜野湾村は字宜野湾となった。ただ、『郷友会誌』には、この頃までは、宜野湾村＝字宜野湾に特定した記述はほとんど見られない（会誌102-115頁参照）。

20世紀に入ると、就学率が向上した（1884年には男子4.9%・女子0.04%であったのが、1898年にはそれぞれ56.9%・26.5%に増え、さらに1906年には93.7%・85.9%に達している）。それとともに、主として学校教育をとおして国家主義・軍国主義のイデオロギーが、急速に民衆に浸透してきたことが指摘されてい

る。沖縄の伝統的文化を否定し、「風俗改良」を推進するとともに、忠君愛国を唱える運動が広がったのであるが、宜野湾では、それに先立つ1897年に「懇親談話会（風俗改良会）」が組織され、そこでは、新兵送別会の発起や、村民への国旗掲揚の義務付けなどが決議されている。この風俗改良運動は、沖縄の日本への「同化」を主張するものであったが、それは、たとえば、「国民的同化とは何ぞ。由来沖縄は地理的の関係よりして此地特殊の発達を為し、別けて中古以来は日支両属てふ変態の地位に起ちて異種異様の習俗は両国より混入し来り、為に国民的同化に大なる障碍を遺したり。所謂この異種異様の習俗を去りて国民普通の習俗を養成するは、……沖縄をして健全なる日本国土と化せしむる唯一方策と信ずる」⁶⁾といったものであった。字宜野湾も、部落の風俗を規制する役員（風俗改良員）を各班ごとに1名選び、若い男女の夜遊びもきびしく取り締まるなどしたという。こうした運動は、形は変えながらも、この時期から沖縄戦まで断絶することなく続けられた（会誌116-119頁）。

大正期～昭和戦前期は、国家主義・軍国主義が跋扈した「暗い谷間」の時代とされるが、宜野湾村でも、たとえば、1913年10月19日に、村の在郷軍人会分会の分会旗「樹立式」が挙行された。そこでは、「〔軍人〕勅諭捧読」のあと「会旗を軍旗と同じ精神にて活動すべし」とか、「在郷軍人は村民の模範となり、其の指導者となれんことを切望す」、また、「兵器を携へては忠良なる軍人となり、職に就きては善良なる国民となるべし」などの発言が飛び交っている。当時、宜野湾村は、「模範村」として知られていた。天皇制国家の国策に忠実で、「一致協力の美風」があったというのである。納税では、1913年に「国税納税成績有料村」として、14年には「国税完納村」の表彰を受け、同年東京で開催された「自治制祝賀25年祝賀会」でも「優良村」として表彰された。天皇制国家の支持基盤としての優良さに太鼓判が押されたのである（会誌120-121頁）。

同時に、宜野湾村は、村長選挙や議員選挙における対立・抗争が他村以上に熾烈で、「政争の中心地」と呼ばれもした。1912年、村会議員の選挙がおこなわれた際、桃原正裕村長が自派の候補者を当選させるべく、とくに我如古と宜野湾の両字で、反対派に対して、村税の過重負担、信用組合からの資金融資の

停止などの手段を用いて選挙に干渉したという「選挙干渉事件」が生じた。結果、村長派が敗北して問題はおさまったかに見えた（字宜野湾でも、村議会選挙で反村長派が勝利している）。しかし、しこりが残り、事態は村長の排斥へと泥沼化したという（会誌122-124頁）。

この抗争は、1916年頃からの「シルー・クルー（白・黒）党争」⁽⁷⁾につながっていく。すなわち、この頃、宜野湾村内で結婚にかんする「内法」（字内法。娘が他の字に嫁ぐ場合、「馬酒（ウマザキ）」あるいは「馬手間（ウマディマ）」と称して娘の家から出身字に罰金を納めるなどという習俗）の存廃をめぐる対立が、村会議員選挙の争点にまで発展した。綱引きも、盆踊りも、闘牛も別々になり、結婚も両派を跨ぐものは許されなかった（会誌124-126頁）。シルー・クルーの対立は、日常の人間関係まで損ない、家庭や親族・知友間の不和を生み、常識を超える数々の問題を残したのである。

宜野湾村内のシルー・クルーの政争は、1924年の村議選挙、翌年の村長選挙で再燃した。そのきっかけとなったのは、北谷村長であった伊禮 肇が、衆議院議員に立候補する過程で生じたもので、その余波が宜野湾村にも及んだ。当時の政治的背景として、政友会と民政党の対立があった（前者がクルー、後者がシルーと呼ばれた）。こうして、選挙のたびに抗争がエスカレートし、ついに字宜野湾は真二つに割れてしまったとされる。——こうした蝸牛角上の、全く無意味な争いについては、修復のために融和を図る努力がなされた。字宜野湾に夜学校が開設され、青年会への働きかけも試みられた（そのスローガンには、「一、選挙に白黒闘争を打破せよ。一、利己の政党屋を打倒せよ。一、我等の村を平和に返せ。」とあった）。こうして、シルー・クルー党争は融和に向かったのであるが、この「融和」は、侵略戦争へと進む天皇制国家の基盤であるべき農村の分裂は放置できないとする国策によってもたらされたものでもあったとされる（会誌127-136頁）。

この昭和初期、天皇制国家は、国策批判・戦争反対の思想・言論を容赦なく封殺した。沖縄でも、小学校教員、師範学校生などにより結成された社会科学研究会も弾圧の対象となった⁽⁸⁾。1929年の検挙・逮捕では、教員27名が懲戒免職・譴責休職等の処分を受けたが、うち24名は、中頭郡（宜野湾村が属して

いる)の出身であった(会誌131頁)。——こうして、日本は、侵略戦争の破滅への道をひた走った。

3 字宜野湾住民の沖縄戦と戦後生活の出発

(1) 沖縄戦の中の住民

1937年に日本が始めた日中戦争以降、字宜野湾も例にもれず戦時の緊張が一気に高まった。字のある男性は、つぎのように語っている。——「私が1938年に召集されたとき、これまでとは違って、もう戦争だから生きて帰ってくるか、死んでくるかわからないから、……部落の全員が集まって(戦勝を)祈願しました。……それまで、私が子供のとき宜野湾部落のかたで、徴兵逃れのため、失踪して戸籍が消えていたひとがいたが、私が出征した頃、もう召集令状がきて逃げたという人はいませんでした」と。

日本は、敗色濃厚となった1944年3月、米軍の本土上陸を遅らせるために、第32軍沖縄守備隊を設置した。宜野湾部落には、戦車隊が駐屯することになり、国民学校を占拠して兵営に変えたばかりか、民家までも軍のために用いた。あまつさえ、日本軍は、民家の住民を立ち退かせて慰安所とし、強制連行してきた朝鮮人女性と沖縄女性(辻遊郭の妓女などであるという)を慰安婦として用い、のちには、彼女らを戦闘地域にまで連れ歩き、死の道連れにした(会誌157-159頁)。

宜野湾部落住民は、日本軍に食料供出を強要され、陣地・飛行場建設のための労働の供出(徴用)も強制された。それは、国民学校5年生以上を対象とする「根こそぎ動員」で、米軍上陸直前まで続けられた。その中には、地雷敷設という危険きわまる作業があり、しかも部落の女性まで動員された。1944年10月10日、南西諸島に対する米軍の最初の中空襲である「十・十空襲」によって、主要な標的とされた那覇市は、その90%が焼失し、県民は戦争の現実の姿を思い知らされた。そして、45年2月頃から、山原(やんばる。沖縄島北部の山間地)への学童および一般の人々の疎開が始まった。県外への疎開は、前年の8月からおこなわれていたが、貧しい農家の子どもたちには高嶺の花で、富裕層だけが生き延びるのだと、子ども心に焦燥感を募らせていたとい

う。宜野湾部落の人々の疎開地には、今帰仁村の平敷部落が割り当てられた。米軍は、上陸作戦の序盤として、45年3月23日から、空襲と艦砲射撃を本格的に開始した。「あのとき宜野湾部落は夜でも、軍艦からの光で昼みたいに見えるかったです。部落は海から近いから、これを見たとき、もう日本はまちがいになく敗れると思いました。」という証言もある（会誌160-169頁）。

1945年3月26日、米軍は慶良間諸島に上陸した（そこでは、島民による集団自決〔強制集団死〕の悲劇が起こった）。つづいて、4月1日、宜野湾の北側にある北谷～読谷の海岸に無血上陸して、同月5日までに中部一帯を制圧した。宜野湾部落は、日本軍の前哨拠点として位置づけられていなかったため、日本軍は銃撃を交えながら部落周辺から退却していった。県外や山原への疎開ができなかった大半の部落住民は、部落内の自然洞穴（ガマ）に避難することになった。部落には、大きな洞穴が7か所もあり、各番組に洞穴の割り当てをして、戦時の際の避難壕にするために共同作業で整備していた。米軍上陸後、洞穴内はごった返しの状態となったが、そこに日本軍が入っていなかったことは、宜野湾住民の生命保護にとって不幸中の幸いであった（会誌169-170頁）。沖縄戦で、日本軍によって殺害された沖縄住民は多数に上ったからである。

洞穴に避難していた宜野湾部落住民は、1945年3月23日の上陸前空襲以来、20日間ほどの避難生活の後、そのほとんどが米軍の捕虜となった。それまで「鬼畜」だと教え込まれていた米兵を目の当たりにすることは、恐怖の極致であった。捕虜にされようとするとき、洞穴から出ずに射殺された人もおり、またとくに女性は、捕虜になったら米兵の慰みものにされるといふ日本軍のデマが行き渡っている中で、恐怖におののき、運命に任せる思いで壕を出た（会誌186-190頁）。——こうして、字の人々は、「戦後」の収容所生活へと移った。

付記 以上は、沖縄戦時の字宜野湾の状況を『会誌』に拠って略述したものである。沖縄戦の全体の姿について、その概観を要点だけであるが記して、沖縄戦における宜野湾の位置づけを知る補助としておきたい⁽⁹⁾。

日本は、1931年の「満州事変」で、爾後15年に及ぶ侵略戦争を開始した。そして、1937年の日中戦争への拡大を経て、1941年12月8日、第2次世界大戦の一環としての太平洋戦争へ突入する。1942年6月のミッドウェー海戦の大敗以

後、日本は、台湾・南西諸島防衛の強化を決定、43年夏から、沖縄島・伊江島・南大東島・宮古島・石垣島などの10数か所で軍用飛行場の建設を始めた。飛行場用地に指定された地域は、居住区、耕作地を問わず、強制的に収用された。44年3月、沖縄守備隊（第32軍）が編成されると、琉球列島各地に本土や中国大陸から続々と部隊が移駐し、民間の家屋をはじめ生活資材・食料・家畜も軍需物資として徴発された。要塞化のための飛行場建設や陣地構築には、県内全域から徴用労働者の他無給の勤労奉仕隊、生徒・学童たちまで総動員された。同年7月のサイパン陥落後、政府は、住民を疎開させる計画を立て、沖縄戦直前までに約8万人が県外に疎開した。この間、米軍の戦艦・潜水艦が沖縄近海に出没、同年8月22日には、学童疎開船「対馬丸」が潜水艦の魚雷攻撃を受けて沈没し、学童約800人を含む乗客約1700人のうちおよそ1500人が死亡した。

この年1944年10月10日、南西諸島は、沖縄島的那覇市を中心に、米艦載機グラマンなどによる大空襲を受けた（「十・十空襲」）。那覇市は、市街地の90%が焼失し、多数の人々が亡くなり、また琉球王朝以来の貴重な文化遺産も灰燼に帰した。空襲の後、国頭（沖縄島北部）方面への疎開命令が出され、焼け出された那覇市民をはじめ3万人余がその途に就いた。そして、兵力補充のために現地徴兵、防衛召集がおこなわれたほか、男女生徒が「鉄血勤皇隊」や「ひめゆり学徒隊」などに編成された。「国体護持」（天皇制国家の継続）のために沖縄を「捨て石」にして時間稼ぎをする戦略的持久作戦のための措置である。

1945年、米軍は、沖縄上陸に先立って3月23日に空爆、24日に艦砲射撃を加え、沖縄戦の幕を切って落とした。26日には、先島にイギリス空母艦隊が来襲、同日、アメリカ上陸部隊は最初の目標地とされた慶良間諸島に上陸し、29日までに諸島全域を制圧した。そこでは、避難した住民が日本軍の将兵に虐殺され、また集団死に追い込まれた住民も少なくなかった。

同年4月1日、米軍は、沖縄島中部西海岸に無血上陸。ただちに読谷山の北飛行場、北谷の中飛行場を占領し、3日、石川地峡を制圧して沖縄本島を南北に分断。北上部隊はほとんど抵抗を受けることなく北端の辺戸岬に達した（13日）。米軍主力部隊は、7日頃から、首里に置かれていた第23軍司令部を目指して総攻撃を開始し、5月中旬にかけて、防衛陣地が構築されていた嘉数（宜野湾）と前田（浦添）の高台をめぐる熾烈な攻防戦を制した末、20日頃には首里周辺に迫った。第32軍の司令官牛島 満は、南部の島尻方面へ移動することを決定し、27日に撤退を始めた。

しかし、南部一帯には、すでに多数の住民が殺到しており、「鉄の暴風」と呼ばれる米軍の猛攻撃によって、阿鼻叫喚の地獄に突き落とされていた。敗走してきた日本軍の残存部隊は、自然洞窟（ガマ）や墓に避難していた住民を守るとこ

沖縄のひとつの村（字宜野湾）の民衆史

ろか、強制的に追い出し、食料を強奪するなどしたほか、スパイ・非国民視して殺害し、あるいは死に追いやるという事態が頻出した。6月5日から、米軍は八重瀬岳・与座岳一帯の日本軍防衛線にも猛攻撃を加え、中旬には小禄の海軍部隊（司令官・大田 実）を壊滅させた。同月23日、第32軍の司令官・牛島は、参謀長・長 勇とともに摩文仁の司令部壕で自決し、ここに日本軍の中枢部は壊滅した。しかし、牛島は、前もって19日に「各部隊ハ各地ニオケル生存者中ノ上級者之ヲ指揮シ、最後迄敢闘シ悠久ノ大義ニ生クベシ」という軍命を出しており、この自決は、戦争終結を遅らせただけでなく、いたずらに住民犠牲を増やす無責任きわまるものであった。米軍が作戦終了を宣言したのは7月2日、残存日本軍首脳が公式に降伏文書に調印したのは、9月7日のことであった。なお、米軍が直接に上陸しなかった先島の島々でも、艦砲射撃や空襲に見舞われたほか、深刻な食糧不足とマラリアによる犠牲者があいついだ。

こうして、太平洋戦争の最終局面における沖縄戦は、人々の住む土地を戦場にした唯一の地上戦であり、非戦闘員の住民を巻き込み犠牲にした、「地獄のありったけを集めた」と形容される凄惨な、非人間的所業であった。その結果、沖縄戦の全戦死者は日米双方で20万人を超えるが、そのうち沖縄住民の戦死者は約9万4000人に達し、正規の軍人のそれをはるかに上回った。これは、もっぱら「国体護持」を至上命題とする本土防衛のための時間稼ぎ、つまり本土決戦を一刻でも遅らせるべく沖縄とその住民を「捨て石」にした戦争のもたらす必然の結末だったのである。

また、このように、沖縄戦における「終戦」は、ひとつの時点で画定させることはできず、地域により、つきつめれば各人によって異なっているのも、この戦争の顕著な特色である。

(2) 米軍支配下での字宜野湾の再生

宜野湾部落の住民は、多く、4月10日前後から14、15日にかけて捕虜になり、米軍の保護下に置かれた。沖縄戦は——先に注記したように——その時点から本格化し、県民の戦死者の大多数がそれ以降4か月にわたって生まれるのであるが、字宜野湾の住民は、この時点で早くも「戦後生活」に入ったといえる。もとより、戦死した人も、部落内、本島南部、山原疎開先で208人を数え、戦死率は18.2%に上るのであるが、隣り合う浦添・西原両村と比較してさえない。それは、もっぱら、本格的な戦場となったのが宜野湾より南の中部戦線であったことによる。なお、会誌には、「宜野湾部落住民が捕虜になったのは

中部戦線が本格化しつつあるときだったので、米軍は、捕虜住民に、日本軍の弾が当たらないように気もついていた」との記述もある（会誌192頁）。

宜野湾の人々は、野嵩の難民収容所に収容された（野嵩村は、米軍による破壊の対象から除外されていた）。その期間は人により異なるが、それを経て、具志川のトゥルーガマ・前原・泡瀬・高江洲・安慶名などの収容所に送り込まれた。そのうち、トゥルーガマでは、南部で戦闘が続いているその時期に、地域の児童を対象にして初等学校が開設されていた。一方、安慶田収容所では、宜野湾住民はスパイだといううわさが飛び交っていた。戦中に（激戦地の）島尻（南部）へ行った人が少ないことから出たものであるとされる（会誌191-196頁）。なお、この時期、沖縄の人々が米軍の施設から様々な物資を持ち出し、それを生活の足しにしていたことがある。「戦果」と言い、その行為を「戦果を挙げる」と呼び、その人々のことを「戦果挙ぎやー」と称した。

米軍は、占領政策として、1945年9月には、各収容所地域において市町村長・議会議員選挙を実施した。そして、その翌月から住民が元の居住地へ移動することを認め、翌46年の3～4月頃までにはほぼ移動が完了した。だが、それは、米軍が軍用基地に使用しない土地へ復帰することを認めたもので、宜野湾部落住民は、不幸にして、元の居住地が基地として使用されることになってしまったため、ひとまず普天間、野嵩方面に移動することになった（会誌196-200頁）。この普天間での生活は、つぎのようなものであったという。——住居は、村工務課から支給された資材で、各収容所から先発隊として送り出された人々によって建設された。掘立小屋同様の造作で、2間に2間半の定められた規格に合わせて作られ、台所は、軒下に突き出し、薪が燃やせるようになっていた。屋根はトタンかテント葺きで、柱は土中に埋め込まれていた。このような小屋でも、1世帯1軒の割当てをもらうことができればよい方で、中には、間仕切りをして、2世帯、あるいは3世帯が同居するのも珍しくはなかった。家具と名の付くものは皆無で、台所用品も各地の収容所時代に手に入れた鍋や茶碗等は上等品で、日本兵や米軍の鉄カブトを鍋の代わりに使い、あるいは空缶を鍋や湯わかし、茶碗等に、また湯呑みはコーラ瓶を半分に切って用いた。夜の明かりは、空缶に油をつめ芯を通して灯し、わずかな明かりで夜

を過ごすなど、すべてにないないづくしの生活であった（会誌665頁）。

宜野湾村民は、ようやく1947年10月23日に現在地への移住が許可され、村民も、48年5月頃までにはほとんど移住を完了させることができた。土地の割当ては、米軍用地に大半をとられた字宜野湾などではとりわけ、困難な事業であった。この1948年に、戦後字宜野湾史上、もっとも住民を震撼させた事件のひとつに数えられる「フィリピン事件」が起こされた。沖縄戦では、鬼畜米英と教え込まれていた米兵が親切な面を見せて、住民は意外な感に打たれたのであるが、間もなく米兵は、女性にとって百鬼夜行の存在となった。夜毎、各集落を襲い、女性に性的暴行を加える事件が相次いだ。警察も手を出せず、被害者はまったくの泣き寝入りであった。宜野湾部落へのフィリピン兵襲撃事件もそのひとつであった。部落外れには5軒の家が建っていたが、そこへ女性の拉致を目的にして襲ってきたのである。人々は、棒や竹槍を準備し、酸素ボンベを叩いて急を告げた。そして、部落の自警団が結成され、24時間態勢で部落の各所に交代で見張り番をした。この24時間警戒は1年ほど続けられた。なお、この事件は、戦時中、日本軍がフィリピン人に残虐非道の行為をしたことに対する一種の仕返しという一面があったことが指摘されている。また、この事件のため、それまで点在していた住居を、字の中心部に再移転させることを余儀なくされた人も少なくなかった（会誌202-207、677頁）。

当時、大型台風能耐えられる家屋は1軒もなかった中で、とくに1949年7月23日に沖縄を襲ったグローリア台風は、実に、死傷者273名、うち死者37名を出す大惨事となった。その中で、字宜野湾の被害が大きかったことが報じられている。翌50年に勃発した朝鮮戦争は、沖縄に仇花のような「スクラップ・ブーム」をもたらしたが、52年末ごろにはそれも終りを告げている（会誌679-683頁）。——そして、この1952年4月28日、平和条約（サンフランシスコ講和条約）が発効し、日本は法的に独立を回復した。しかしながら、沖縄は、同条約3条によって、日本の主権から切り離され、米国の占領下に置かれつづけることとなった。

『字宜野湾郷友会誌』は、この時点あたりまでで、字史の全体を編年体で記述することをやめ、以降は、主な分野ごとの重要事項について説いている。本

稿では、以下では同誌から離れて、今日の検討すべき論点のひとつとして、旧稿⁽¹⁰⁾にもとづいて、字宜野湾の自治会のあり方について小考をめぐらせておきたい。

Ⅱ 今日の宜野湾市の自治会の地位と役割

1 地縁団体としての町内会・部落会、自治会

地域の自治会のあり方については、沖縄の場合、際立った特質を見てとることができるように思われる。それを、宜野湾市および宜野湾区（字宜野湾）について考えるが、そのために、まず現行地方自治法の制度を概観する。ここにいる自治会は、町内会、区（区会）、部落会などと同様、地域を単位に住民によって構成される住民組織である。その歩みを、本土に即して、かいつまんで述べておこう。

すなわち、町内会や部落会は、江戸幕藩体制下の五人組などにもその原型を見出すことができるといわれるが、明治憲法期の地方制度においては、それ自体が末端の行政組織の性格をもつものとして維持された。そして、戦時体制の強化にともなって、1938年ごろから国家総動員体制に組み込まれるようになり、40年の内務省訓令「部落会・町内会等整備要領」により、大政翼賛会の最末端組織として位置づけられた。これによって、町内会・部落会等は、相互扶助の隣保組織でありつつ、そのことを利用して、総力戦遂行のために不可欠の、戦時行政を支える組織とみなされ、隣組とともに住民統制の役割を果たした。敗戦後、総司令部は、これを民主化にとっての最大の障害であるとして、町内会長・部落会長の公職追放を求めた。日本政府側は旧体制を温存しようとして総司令部に抵抗したが、結局、上記訓令は廃止された。それにより、町内会・部落会等は、その存立の法的根拠を失って公的な団体ではなくなり、法制度外の、事実上の任意団体として存続することとなった。

それ以降、町内会等は、長期にわたって、明確な法的位置づけをもたないまま「権利能力なき社団」の扱いを受けてきたのであるが、1991年の地方自治法改正により、一定の要件の下に「地縁による団体」として市町村長の認可を

受けた場合に、公益法人格を有することとなった（260条の2）⁽¹¹⁾。そこで要件とされる主なものは、目的が地域の共同活動に資するという公共性にあること（2項1号）、当該地域の居住者すべてが加入でき、現に相当数が加入していること（2号）等であり、加えて、この認可は、当該団体を公共団体その他の行政組織の一部とするものではないこと（6号）、当該団体は、居住者の加入を拒んではならないこと（7号）、民主的運営の下に自主的に活動し構成員に対し不当な差別的取り扱いをしてはならないこと（8号）、特定の政党のために利用してはならないこと（9号）、などが定められている。

もともと、前述のような経過をたどって日本社会で定着をみてきた町内会等は、①加入単位が個人ではなく世帯であること（世帯単位の加入）、②全戸の自動または強制加入であること（自動的加入）、③活動目的が多岐にわたり包括的な機能をもつこと（包括的機能）、④行政の末端において、その補完機能を果たしているものがあること（行政補完機能）、⑤1つの地域に1つの町内会しかないこと（排他的地域独占）、という共通の特性をもつものであることが、従来から指摘されている。つまり、上記の地方自治法260条の2に掲げられた各要件も、一般的に町内会等に現実には具わっている要素を是正を加えつつ確認的に明文化したものであって、法により創出されたものではないといえる。是正を加えたものとして、とくに、④にかんしては、法260条の2第6項が、「第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。」としていることに十分な留意を払っておかねばなるまい。この点は、すぐ後の沖縄にかんする叙述にも関連する。

2 沖縄における自治会——宜野湾の場合

以上に概観した町内会・自治会等の歴史的経過とそれをふまえた現行地方自治法を基準にして、沖縄における自治会について見た場合、そのありよう、つまり地位、性格また運用実態は、法が念頭に置いているものと明確に異なる特徴をもつものであることがわかる。

宜野湾市で、市が、法人格を有する地縁団体として認定した自治会の数は

23であるが、その組織率（加入率）は、どの自治会も3割程度である。市が定めた認定規程⁽¹²⁾によれば、自治会としての認定を受けるには「世帯数のおおむね90パーセント以上を有する見込みがあること」（2条2項）とされているが、その乖離ははなはだしい。それにもかかわらず規程が「90パーセント以上」というのは、前掲の法260条の2第2項2号の趣旨を慮ったためであると思われる。実態とは大いに異なっている。また、自治会費は、通例、月額1000円余という名目的とはいえない額であり、広範な加入を妨げる一因となっているものと思われる。自治会の会費について、全国の状況は筆者の詳らかにするところではないが、沖縄移住の前にそれぞれ35年間居住した京都市および名古屋市の場合、年額が1000円という名目的なもので、全世帯が加入するための阻害要因にはなっていなかった。沖縄の場合、自治会は、参加者から集めた相当な額の会費と市からの補助金等を財源として活発に事業をおこない、その事業をとおして自治会員に還元する団体であるという性格をもつものとなっているように思われる。

この自治会運営に充てられる財源の詳細をみておこなうなら、それは、自治会加入世帯の区民から徴収される自治会費、市・社協・青少協・体協等からの補助金、区民からの寄付金および施設使用料にかかる収入から成る。このうち、市からの支援に大きな比重がかかっているわけであるが、それは「自治会育成補助金」と「宜野湾市福祉振興基金」であり、前者には、加入世帯数に応じて支払われる「運営費」と、事務所の建設費・改修費・広報施設の改修費に充てられる「事業費」に分けられている。後者の基金は、住宅福祉の向上・健康生きがいつくり・ボランティア活動の推進などの地域活動をおこなう団体への補助金である。

それに、とくに宜野湾市のように米軍基地を抱える自治体には、防衛局からの補助金が「学習等供用施設建設補助」という名称で加わる。これは市に出されるものであって、市はこれを活用して各種施設を建設し、それを自治会の指定管理に委ね、自治会事務所の建設費等に充てるものとして使用させている。

こうした自治会に対する公的支援の意義ないし根拠として、宜野湾市の文書⁽¹³⁾は、次のように述べている。

「自治会活動は地域の住民の繋がりを基礎として成り立っています。自治会活動が活発であると、地域住民同士の支え合い、高齢者や子どもたちを地域で支えあうという意識がはたります。行政のカバーする範囲が及びにくい地域の末端部分までも……自治会の活動を通して、高齢者や子どもたちの安全を図り、健康づくりを促進することができます。また清掃活動、植栽等の環境整備や伝統行事の継承等により地域づくりも行うこともできます。地域の問題解決に向けても一個人として取り組むのではなく、自治会全体の問題として取り組み、必要があれば自治会から行政に対して要請し、課題解決に取り組みます（例：信号機の設置等）。

もし自治会活動が脆弱化してしまうと、住民同士の繋がりが希薄化し、高齢者や子どもたちを地域で支えきれなくなることがあります。（独居老人の孤独死の問題、通学路の安全確保等）。地域の課題についても取り組むことができなくなり、行政にも地域の声が届かなくなる可能性もあります。

したがって、自治会はなくてはならない組織であり、自治会活動や運営がスムーズにいくように、市としてもできる限りの支援をしていく必要があると考えています。」

すなわち、この文書は、自治会が、市行政の末端においてその補完的役割を担うものであることを憚ることなく明示している。そこでは、自治体は公的な性格を強く帯びた団体となっているのである。

そして、自治会の運営にあたる役員は、宜野湾市の場合、自治会長、書記、理事、班長等であるが、そのうち、自治会長（1名）と書記（1名）は有給である。報酬額は、各自治会によって異なるが、通例、会長には10～25万円、書記には10万円以内（いずれも月額）が支給されている（他の役員は原則的に無報酬であるが、班長には年額5000円程度が支払われているところがある）。その財源は、市から出される前記・自治会育成補助金が充てられており、額は、自治会の自主的な決定に委ねられているという⁽¹⁴⁾。自治会のもつ行政の補完的役割に見合ったものであろう。

そのため、自治会のおこなっている活動は多岐にわたっている。——すなわ

ち、①防犯・安全の確保（防犯灯の設置・維持管理、通学路の安全確保）、②福利厚生（住民の健康診断、ミニデイサービス、独居老人世帯・高齢者世帯の調査、安否確認・声掛け運動、1人暮らしの高齢者への食事配送等）、③環境整備（花・植木の植栽、地域の清掃活動）、④広報（県・市からの広報物の配布等）、⑤伝統・文化行事（大綱引き・獅子舞い・エイサー・スンサーミー等の伝統行事の継承）、⑥青少年健全育成（学事奨励会、ラジオ体操、リーダー研修、夜間パトロール）、⑦スポーツ（区民運動会、グランドゴルフ、バレーボール等）、⑧その他（青年会・老人会・婦人会・子供会等の支援）など、きわめて広汎である。

3 沖縄的特質の示すもの

このように見てくると、沖縄における自治会の制度と運用は、地方自治法260条の2に沿ったものとは到底言うことができず、明瞭な独自の性格を有しており、とくに行政との距離が近く、むしろ行政と一体的であるとの印象が否めない。先掲の地方自治法260条の2第6項は、自治会を行政組織の一部と解釈してはならない旨明示しているのであるが、宜野湾市の例が物語っているように、市の行政事務遂行への積極的協力を補助金等の支給の条件にし、また、一定の役員が市からの補助金で報酬を得ているなど、自治会が行政の下部組織としての色彩を濃厚に帯びていると指摘せざるをえないのである。

また、政治とのかかわりの問題であるが、自治会によっては、公民館で市会議員選挙の演説会（後援会の集い）が普通におこなわれているという。法260条の2は、自治会が特定の政党のために利用されてはならない旨定めている（9項）が、市は、市民から苦情がないかぎり関与しないという立場をとっている⁽¹⁵⁾。もっとも、実態上、市議選の候補者は当該自治会をつくっている地域（区）の代表のような性格をもっている、という状況もある。とはいえ、それは、やはり、上記の法条の規定との関係で検討を要するところではあるまいか。なお、宗教とのかかわりについては、憲法上の政教分離原則の観点から論じられるべき事柄であるが、苦情や指摘はこれまでにはない、とされる⁽¹⁶⁾。

ここに、沖縄の自治会のもつ特質の一端を見たが、地方自治法から乖離していると思われる点がいくつもあることは否めないが、實際上、地方自治の実現

に不可欠の役割を果たしていることもけっして見落とされるべきではない。筆者が強い印象を受けた事例で言えば、沖縄でも進行している過疎による学校統廃合で、地域の文化、スポーツまた伝統行事のセンターであった学校がなくなった後、地域を支えるものは公民館（自治会事務所）を置いて他になく、地域住民から寄せられる期待は従前にも増して大きい。また、米軍基地問題をはじめとする沖縄の人々が担わされているきびしい課題について自治会の場で交わされる話し合いが、人々の心を通わせ、「オール沖縄」と呼ばれる幅広い結集につながっている、ということも、重要な事実である。

以上の不十分な観察からも、沖縄の自治会については、そのあり方は、地方自治法の物差しを機械的に当ててそこからの逸脱の距離を測るのにはたして適するものであるのだろうか、という疑問に辿りつく。それは、本土における一般的な自治会・町内会とはそもそも異質なものであって、それ自体の独自性に評価を加えるべきではないか、という思いである。さらに進んで、地方自治法の制定時（1947年）に、また同法の改正で260条の2が増補された際（1991年）に、沖縄における地方自治の歴史と実態、また町内会・部落会や自治会の姿が考慮されたのか、考慮されたとしてどの程度であったのか、検討しなおさなければならないと思う。より根本的には、日本国憲法の制定過程、とくに第8章の論議に沖縄は反映されたのか、論じなければなるまい。これについて、筆者は、今のところ、沖縄は、ここでも他者扱いされたまま出来上がった法的枠組みのなかに組み入れられたのではあるまいか、と仮説的に考えつつ自身の課題としているところである。

あとがき——字史から学ぶこと、残された課題

本稿は、沖縄憲法史研究の対象を、筆者が沖縄に移って以来住んでいる地域に定めて、琉球処分＝廃琉置県から今日までの歴史を知ろうとすることであった。その地域は、他ならぬ字宜野湾（宜野湾区）であるが、宜野湾村（市）全体の歴史についてならば、文献、資・史料も揃っているが、字に限ったとき、管見の限りでは、『字宜野湾郷友会誌』の他に見当たらず、本稿ではこれにほ

とんどもっぱら依拠することになった。同誌は、900頁に垂んとする大著であるにとどまらず、字宜野湾郷友会が「字民がつくる字史」を目指して、字民の全面的な協力のもとに、1978年以來の9か年を費やして完成させた、資・史料の分析と総合の上に立つ、一個の学問的な業績である。「戦災でほとんどの資料が失われ、無から出発して有を生み出し、未知の世界に閉じ込められていた郷土の歴史がこの『字宜野湾史』『郷友会誌』のことである——引用者]によって幾分なりとも解明され、後世に伝承する素地を作り上げた⁽¹⁷⁾と自負してしかるべき、文字どおり浩瀚な作品である。

『会誌』では、沖縄戦直後の時期までは通史のスタイルをとっており、本稿は、それにそのまま依拠した。それにひきかえ、戦後字宜野湾が再生を遂げて以降の時期については、主要な個別領域をとりあげた論文の編成という形態になっており、それを通史の形に鑄直すための余裕はなかった。また、宜野湾市(村)全体を扱う文献から字宜野湾の事項をピックアップする作業も生産的ではなかった。そのため、これらを後日の課題として、今回は、戦後にかんしては、宜野湾の「自治会」のあり方について憲法・地方自治法の観点から検討を加えた旧稿で補うこととした。それが、わずかなりとも問題提起的なものであることに免じて、ご寛恕いただきたいと思う。後日、まとまった作業をする際には、これも当初目指していたところの、宜野湾における民衆運動、とくに米軍支配下でたたかわれた「伊佐浜土地闘争」や、併せて「天願事件」をとりあげて考えている。

本稿は、こうして、未完成のものであるが、それであってもなお、字のこれまで履まれてきた歴史が、今、営まれている生活および抱懐されている思想と意見——それは生きた憲法と言って差し支えあるまい——をつくり出している。筆者は、沖縄において憲法原理としての地方自治、また制度としての自治会の土台となり、さらには運動の形態としての「オール沖縄」を支えているのは、帰郷の思いであると考えている。『会誌』にも、つぎの叙述がある。——字宜野湾住民の元の居住地はほとんど軍用地(米軍普天間基地)として接収されていたため、その周辺に居住することを強いられた。したがって、「明確にしておかなければならないことは、現住地が字宜野湾地番といえども、旧宜

野湾部落住民にとって“故郷”は、目前の軍事基地内に在るということである⁽¹⁸⁾と。このことは、直接に土地を奪われた人だけでなく、原理的に、すべての沖縄県民に共通する痛苦に満ちた心情なのである。

字宜野湾の沖縄戦における戦死者は208人にのぼり、1945年当時の人口1,143人の18.2%に当たる。字では、第2次大戦までの戦没者（軍人・軍属・一般住民）241柱につき、毎年6～7月に、自治会・遺族会・郷友会の共催で慰霊祭が、「はらからの塔」の前の広場でおこなわれ、遺族・字民の多数が出席する。この塔は、米軍普天間基地を背にして建てられており、広場からは否応なく基地の姿が目に入り、この基地のある限り再び戦死者がこの村から出るようになるかもしれない、という思いに駆られる。式典ののち、野外の舞台で奉納余興があり、三線と琉舞などが演じられる。今年（2019年）は、字の人々が避難民・捕虜とされていた収容所でつくられた歌が披露され、いかにも感慨深かった。この慰霊祭は、字民が一堂に会して平和への思いを深める大切な行事であり、少しも形骸化されていない。こうしたとき、筆者は、沖縄の人々の気高さを感じ、襟を正すのである。

字宜野湾で、筆者は、憲法学の研究を生業としてきた者として、憲法をテーマとした小さな塾のような無料の学習会を、公民館を拝借して開いており、3年目に入っている。学習会後半の「ゆんたく」は、文字どおり気楽なおしゃべりの機会となっており、自然、米軍機事故や米兵による事件、辺野古新基地建設問題、とりわけて地元の普天間基地撤去の課題などが、どんどん話題となる。2018年に宜野湾市議会に、平和な空を守る条例の制定を請願したが、その運動も、この学習会が苗床となった。つまり、政治と生活が一体となっており、ここでは、「政治」は、けっして日常生活の話題におけるタブーではない。

もとより、筆者は、沖縄あるいは沖縄の人々を美化ないし絶対視しようとするものではない。そのもつ事大主義、またセクショナリズムを感じさせられることがあり、それはとりわけ選挙においては、辟易させられるばかりにあからさまである。宜野湾市議会の26名の議員は、実質上、20の字（区）に配分されているかのごとくである。市議会議員の選挙が地方自治法上全市1区で実施されることはいうまでもないが、あたかも字単位の小選挙区制選挙の様相を

呈している。そこでは、地縁・血縁が勝敗を分けるため、とかく候補者は無難な公約を並べて選挙戦に臨み、保革の区別は付けがたく、それでいて、当選するや、最初から予定していた会派に属して旗色を鮮明にする。本文で取り上げた、1910年代から30年代にかけての「シルー・クルー」党争の水脈が、今も絶えていないのであろうか。現在の宜野湾の選挙が、卒直に言って、政治的な「正直さ」を原理とするものではないのは、きわめて残念なことである。こうした中で、人々は政治的な英雄の出現を待望する。筆者は、翁長雄志前知事が存命であったとき、字の人から、「翁長さんは第2の瀬長亀次郎になれるだろうか」と尋ねられたことがある。この問いかけには複雑な思いを禁じえなかった。ここで人々の求める政治的英雄は、保革を問わず、民衆を絶対に裏切らない人のことである。

沖縄県民は、辺野古新基地の建設を認めず、また普天間基地の閉鎖・返還を求め、選挙でも県民投票でも、いずれの機会にもその圧倒的な民意を示す。普天間基地を抱え、中央政権と親密な市長を擁する宜野湾市でも、また字宜野湾でも、それは変わらない。にもかかわらず、中央政権は、辺野古新基地建設を強行しつづけ、そのため普天間基地も寸毫も動かない。その中で、人々が進むべき方向をつかみあぐねることも多い。しかし、絶対に確かなことがひとつある。それは、人々の選択肢の中に「諦めること」はないということである。字宜野湾の歴史が、それを教えている。

字の人々の思いやりの深さは、その——琉球王府による苛斂誅求と後には島津藩を加えた悪政、日本帝国の支配、沖縄戦と戦後の今日まで続く米軍による圧政のもたらした——苦悩の歴史に培われてきたものである。筆者は、沖縄に移りこの字に住んで、その優しさを幾度感じたか知れない。本稿の作業はまったく未熟なものであるが、これからもこの地に考察の鋏を入れて、字の歴史の発展に精々尽くしたいと思う。

註

- (1) 拙稿「日本国憲法期における沖縄の地位——帝国議会の審議から」愛知大学法学部法経論集200号（2014年）。それ以降、同誌201号、202号、207号、208号、209

沖縄のひとつの村（字宜野湾）の民衆史

- 号、212号、213号、214号、215号、217号、219号に所掲。
- (2) 字宜野湾誌編集委員会（編集）『ぎのわん 字宜野湾郷友会誌』（1988年6月26日・字宜野湾郷友会）。
- (3-a) 「宜野湾市」沖縄大百科事典刊行事務局（編集）『沖縄大百科事典』（上）（沖縄タイムス社・1983年）858頁〔堂前亮平執筆〕参照。
- (3-b) 「宜野湾」同頁〔岸本定治執筆〕参照。
- (4) 宜野湾市史編集委員会（編集）『宜野湾市史』1 通史編（宜野湾市教育委員会・1994年）248-249頁。
- (5) 『字宜野湾郷友会誌』（前掲註(2)）101頁。以下では、原則として、同誌は、『会誌』と略称し、引用は、文中で頁数のみ記す。
- (6) 『会誌』118頁に拠る。
- (7) 「シルー・クルー」とは、政治的派閥対立の代名詞で、白党・黒党ともいう。本来、琉球処分前後琉球の独立の保持をめぐる対立にかんして使われたが、やがて政治派閥の対立一般に転用されるようになった。本文で述べるような宜野湾村内の対立の際に、この言葉が復活したとされる。参照、「シルー・クルー」『大百科事典』（中）（前掲註(3)）464頁〔太田良博執筆〕。
- (8) 安仁屋正昭『沖縄の無産運動』（ひるぎ社・1983年）84頁以下。
- (9) 拙稿「沖縄の戦前史と明治憲法」愛知大学法学部法経論集213号（2017年）212頁以下。
- (10) 拙稿「沖縄における地方自治の諸問題——憲法学からの管見」沖縄法政研究第16号（2014年）137頁以下。
- (11) 地方自治法260条の2を抄出しておく。
- ① 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁にもとづいて形成される団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地縁的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
 - ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、……申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
……
 - 三 その地域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

……

- ⑥ 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
 - ⑦ 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
 - ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。
- (12) 「宜野湾市自治会の認定に関する規定」（昭和60年4月1日訓令第5号）第2条の定める自治会認定基準は、次のとおりである。
- 第2条 自治会として認定を受けようとするものは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
- 一 自治会を組織しようとする世帯数が500世帯以上であること。
 - 二 自治会を新設した時点において、自治会構成世帯数が当該地域に存する（ママ）住民基本台帳世帯数のおおむね90パーセント以上を有する見込みがあること。
 - 三 道路、河川等恒久的なものにより区域を特定することができ、その区域に飛び地等がない合理的な一団の区域を形成していること。
 - 四 自治会としての活動計画、事業計画を有すること。
 - 五 自治会として認定された場合における名称を有すること。ただし、既存の自治会と混同し易い名称を用いてはならない。
 - 六 市政運営に積極的な協力意識を有すること。
 - 七 会則又はその案を有すること。
- (13) 宜野湾市市民生活課作成文書「自治会について」（文書に日付はない）。
- (14)・(15)・(16) いずれも、宜野湾市市民生活課において聴取したところによる。聴取に応じて下さったことに深く感謝申し上げます。
- (17) 渡慶次順久（字宜野湾郷友会会長）「字宜野湾誌の発刊に寄せて」『会誌』（前掲註(2)）冒頭の頁。
- (18) 『会誌』（前掲註(2)）771頁。